

別紙 審査基準

項目	評価の着眼点	配点
1.提案業者の業務への理解・過去実績	【事業への理解】 県の考える事業の目的を理解し、とちあいかをはじめとする本県産いちごの特性及び関西圏の市場の特性や販売促進等に関する十分な知識を有しているか。	5
	【過去の実績等】 農産物の流通及び販売促進活動等について十分な知識があるか。関西圏での販路開拓について知見があるか。また、十分な実績のある企業と連携できる体制にあるか。	15
2 提案内容の的確性	【貨客混載を活用した物流ルートの構築】 長距離バスを活用し、品質を保持して輸送できる設計になっているか。また、発車場(宇都宮)での集荷体制や大阪での店舗までの配送体制が構築されているか。	20
	【輸送品質調査】 輸送前後の果実の品質変化を調査できる内容となっているか。また、適切な調査サンプル数を調査できる設計となっているか。	20
	【効果検証】 購入者もしくは利用者、バイヤー等の評価を基に、県産いちごの市場性を評価できる設計であるか。 また、輸送品質のみならず輸送コスト等も含めて貨客混載に対する十分な評価を得られる内容であるか。	20
3 運営手法の確実性	【リスク対応】 テストマーケティング時のクレーム対応や法令遵守、知的財産権に係る事項等、管理体制は十分と考えられるか。	5
	【事業体制】 事業実施にあたり人員が十分確保され、関係者等との十分な調整や信頼性のある情報の発信等により適正に事業活動を行うことができるか。	10
4 積算の妥当性	【経費の妥当性】 事業内容に対し、適切な経費が計上されているか。	5
合計		100

【評価基準】

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
優	優	良	良	可	可	やや不良	やや不良	不良	不良
(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)

・評価項目ごとに、整数で絶対評価を行う。

・配点が20点、15点及び5点の項目は、10～1の評価基準の数にそれぞれ2.0、1.5又は0.5を乗じた数を得点とする。